

イギリスの 弁護士賠償責任保険について

国際室研究員・明治学院大学法学部専任講師

中村 良隆 ● Nakamura, Yoshitaka

はじめに

弁護士賠償責任保険とは、「専門職賠償責任保険 (professional indemnity insurance : PII)」の一種であり、被保険者たる弁護士がその業務の遂行に関する過失により第三者に損害を与え、これにより損害賠償責任を負わされた場合に、保険者がその損害を填補する保険である。

日本で弁護士として開業する際には、専門職賠償責任保険に加入することは義務づけられてはいない。しかし、欧米諸国においては、法令や弁護士会の倫理規程により加入が義務づけられているのが一般的である。ただし、各国の制度は大きく異なっており、誰がどのようにして保険をかけるのかについて、①弁護士会がその会員全員について集団的に保険をかける形態(フランス、ベルギーなど)、②弁護士個人が保険契約を締結する形態(イギリス、ドイツなど)、および③この折衷的な形態(オランダでは、弁護士会による集団的保険と個人的な保険契約のいずれかを選択可能)の3つの形態がある¹⁾。本稿では、この中で最も自由度が高いと評価されているイギリスのソリシタの専門職賠償責任保険の概要と最近の問題についてみていきたい。

イギリスの専門職賠償責任保険の概要

イギリスの現行の専門職賠償責任制度は、ソリシタ個人が市場で原則として自由に専門職賠償責任保険の契約を締結できることが大きな特色である。ただし、①保険者は2000年金融サービスおよび市場法(Financial Services and Market Act 2000)の下で認証を受けた保険業者でなければならない、②保険条件は、現行の賠償責任保険に関する規則、すなわちソリシタ規制局(Solicitors Regulation Authority : SRA)の制定した2009年ソリシタ賠償責任保険規則(Solicitors' Indemnity Insurance Rules 2009 : SIIR 2009)に定められた最低条件を満たすものでなければならない。

この最低条件には、最低の補償限度額(原則として200万ポンド以上、また、被保険者が認証を受けた法律事務所である場合には300万ポンド以上)や、保険業者の取消権・解除権の制限および責任減殺の禁止、法律事務所の事業の承継に関する規定、法律事務所が承継事業者なく廃業した場合の事後補償の規定などが含まれている²⁾。弁護士を訴えた依頼人その他の請求者が専門職賠償責任の恩恵を受けられなくなることがないようにするためである。さらに、個人の保険契約で填補できない場合でも、弁護士会(ソリシタ協会)の用意した引当金としてのソリシタ賠償責任基金(Solicitors Indemnity Fund : SIF)が存在することに注意すべきである。

2009年ソリシタ賠償責任保険規則によれば、ソリシタは、専門職賠償責任保険に加入しなければ開業することができない³⁾。そこで、法律事務所の現在の業績や過去の履歴が思わしくないために市場で保険を購入できない場合には、その事務所を閉鎖しなければならないのか、という問題が起こりうる。この場合に2年間の期限付きで用意されているのが、次に述べる指定共済(Assigned Risk Pool : ARP)である。

指定共済とその問題点

毎年契約更新の締切日である10月1日までに、民間の保険業者と契約を締結できなかった場合には、指定共済に加入しなければならない。

指定共済は、法律事務所の過去の経歴がよくないなどの理由で、市場で専門職賠償責任保険の契約を締結できない場合に、少なくとも短期間は、法律事務所が保険つきで業務を続けられるようにするものである。認証を受けている保険業者は、当該期間の自社のシェアに応じて、指定共済による保険を提供するものとされている。

しかし、保険料はきわめて割高で、10月1日までに申し込んだ場合には法律事務所の収入の最大27.5%、期日に遅れた場合には最大47.5%(法律事務所の年収が50万ポンドまでの場合。50万ポンドより多い場合には、それにつれて低くなる。)にも上る。また、指定共済に加入している法律事務所は、別途にソリシタ規制局による会計検査および監査の費用を支払わなければならない。さらに、

指定共済に加入できるのは5年間につき24カ月までであり、24カ月を経過しても市場で保険を見つけることができない場合には、その法律事務所は閉鎖を余儀なくされる⁴⁾。

2008年の不況を受けて、民間の保険会社は軒並み保険料を大幅に値上げするとともに、小・零細規模の事務所に対する契約の更新を極力行わないようにする方針をとったため、更新を拒絶された法律事務所は、法律事務所を閉鎖するか、事務所の収入の大半を掛金にとられてしまうことを覚悟の上で、指定共済に入るかの二者択一を迫られることになった。

さらに2009年の状況は厳しく、すでに9月上旬の時点で、保険会社に相手にされない法律事務所は事務所の閉鎖を決断せざるをえなくなった。最も厳しい状況に置かれたのは不動産取引を専門とする法律事務所である。これは、保険業者が、担保権に関連した詐欺・横領等の事件(mortgage frauds)が増加することを見越して、保険料を値上げしたためである。これらの法律事務所の間では、保険会社から見積書を出してもらうのに長期間待たされるにもかかわらず、その条件を受け入れるかどうかの返答は24時間以内にしなければならないといった保険会社の対応に不満が高まるとともに、10月1日の締切日の延長を求める声が上がった⁵⁾。

結局、2008年10月1日までに市場で保険契約を締結することができず、指定共済への加入を行った法律事務所の数は150と、2007年度の6倍に増加し、さらに2009年度にはその倍の369にも上った。

2009年11月、ついにソリシタ規制局は指定共

済の廃止を提案し、2010年2月まで意見聴取手続(public consultation)をとることになった。提案書によれば、現行制度の改革案としては3つのものがあり、その第1は、指定共済を廃止する(ただし現在これに加入している法律事務所が期限まで残留することは認める)、第2は、新しく設立された法律事務所が指定共済に加入することを認めない、第3は、指定共済に加入できる最大期間を現行の2年間から1年間へと短縮するというものである⁶⁾。しかし、後二者では問題の抜本的解決にはならないという。ソリシタ規制局長のピーター・ウィリアムソン(Peter Williamson)は「指定共済はコストばかりかかってその実を上げられていない。」と批判し、「至急何らかの対策をとらない限り、状況は悪くなる一方である。」と述べている。改革の目的は、依頼人の財産的保護を堅持するとともに、専門職賠償責任保険の競争的な市場を維持することにあるという⁷⁾。

他方で、ソリシタ規制局は、閉鎖を迫られる法律事務所を、他の法律事務所が買収することを容易にする提案についても意見聴取を行うことになった。これは、ある法律事務所を買収した承継事務所が、本事務所のネグリジェンス(過失による不法行為)に基づく請求について買主の責任を負わないようにするというものである。

また、ソリシタ規制局は、現行ソリシタ賠償責任保険規則の「承継事業者」の定義の見直しを求めている⁸⁾。現行規則の下では、承継事業者の保険業者は、いまだ発見または通知されていない被承継事業者の業務に対するいかなる請求に対しても責任を負うことになるため⁹⁾、引退間近のソリシタが事務所を売却しようとしても、誰も買い手がつか

1) Council of the Bars and Law Societies of the European Union (CCBE), Facilitating Indemnity Insurance for European Lawyers 7-8, available at http://www.ccbe.org/fileadmin/user_upload/NTCdocument/rapport_final_assura_1_1181287307.pdf

2) ANDREW HOPPER & GREGORY TREVERTON-JONES, THE SOLICITOR'S HANDBOOK 2009, at 78-79.

3) Solicitors' Indemnity Insurance Rules 2009(SIIR 2009), Rule 4.1

4) THE SOLICITORS HANDBOOK 2009, *supra* note2, at 77, 470; SIIR 2009, Rule 12.2.

5) James Dean, *Firms Shut Down ahead of PI Renewal*, LAW SOCIETY GAZETTE, Sep. 17, 2009, at 1.

6) Solicitor Regulation Authority, Assigned Risk Pool Review Consultation Paper, 19 November 2009, available at <http://www.sra.org.uk/sra/consultations/assigned-risks-pool-arp-review-november-2009.page>

7) James Dean, *Move to Scrap Assigned Risks Pool*, LAW SOCIETY GAZETTE, Nov. 19, 2009, at 1.

8) <http://www.sra.org.uk/sra/consultations/successor-practice-definition.page>

9) SIIR 2009, Appendix 1, para. 1.6, 1.7 & 8.2.

ないというようなことが生じているという。

ソリシタ規制局がこのような提案を行うのに至ったのは、年々、多数の法律事務所が市場で保険を購入することができなくなってきたこと、「指定共済に加入したとしても、法律事務所が市場に立ち戻るのを手助けすることはできず、避けられない破綻を先送りしているに過ぎない」と考えるようになったためである¹⁰⁾。

この提案に対し、小・零細規模の事務所に所属するソリシタからは、批判の声が相次いでいる。

アジア系法律家協会(Society of Asian Lawyers)会長のサンディーブ・バティア(Sundeep Bhatia)は、「指定共済を廃止すれば、消費者ではなく保険会社の気まぐれによって特定分野または特定の法律事務所が廃業に追い込まれることになる上、1人事務所の多い民族的少数派に属するソリシタにとって不公平な影響を及ぼす。」という。

単独開業者団体(Sole Practitioners Group)広報担当のジャニス・パーディ(Janis Purdy)は、指定共済を廃止すれば、より多くの保険業者が市場に引きつけられ、保険料が下がる可能性もあることを認めつつ、「指定共済を廃止すれば、事務所を閉鎖することになるだけだ。」という。「今年の契

約更新時に起きたこと、すなわち、保険会社が法律事務所に対し、遅くまで見積書を送付せず、事務所の特定の業務については補償することを拒否したということからすれば、同様の問題に直面することが見込まれる来年度に指定共済を廃止するのは早すぎる。」という。

まとめ

ここ10年ほど、イギリスの弁護士業のさまざまな側面において、2004年のクレメンティ・レポートにおいて提唱されている市場競争の促進が図られてきたことは確かである¹¹⁾。だが、それは大手のシティファームと伝統的な「町弁」との二極分化が進む中で¹²⁾、後者に属する小・零細規模の法律事務所ばかりに厳しいものとなっていないであろうか。現在ソリシタ規制局が進めている見直し案によれば、市場で保険を購入できない小・零細事務所は、より大きな事務所に吸収合併されるしか生き残りの途はないことになりそうである。しかし、それが本当にイギリスの弁護士業界が進むべき唯一の途であるのかについては、大いに異論のあるところであろう。

10) Peter Williamson, *A Drain on Resources*, LAW SOCIETY GAZETTE, Nov. 19, 2009, at 8.

11) SIR DAVID CLEMENTI, REVIEW OF THE REGULATORY FRAMEWORK FOR LEGAL IN ENGLAND AND WALES SERVICES 16(2004).

例えば、民事法律扶助について拙稿「イギリスにおける成功報酬と弁護士保険」自由と正義60巻6号138頁(2009年)参照。

刑事法律扶助についてLAW SOCIETY GAZETTE, June 4, 2009, at 17-20; Dec. 22, 2009, at 1. 多業種結合形態事務所(alternative business structures: ABSs)についてLAW SOCIETY GAZETTE, June 11, 2009, at 8; June 18, 2009, at 12.

12) 吉川精一「英国における弁護士の二極化と弁護士自治の弱体化」自由と正義60巻10号57頁(2009年)参照。

日弁連国際室からの **お知らせ**

日弁連ホームページに掲載されている

「世界弁護士会便覧」が新しくなりました！

日弁連ホームページに掲載されている「世界弁護士会便覧」には、世界の弁護士会から入手した情報やインターネットで収集した情報をもとに、様々な国、州、地域の弁護士会や弁護士制度に関する簡単な案内を掲載しています。また、各団体のサイトなども紹介していますので是非ご活用下さい。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/directory/index.html>